（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第21条　所管行政庁は、第19条第２項及び第３項並びに前条第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第17条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第３条

9　所管行政庁は、第３項、第４項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

10　第17条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

［様式を加える。］

様式第二十七（第十六条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称　　印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第１項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。